

平成19年9月1日からお宅の住所の表し方が変わります。

当分の間、ご不便をおかけするかと思いますが、一日も早く新住所になじまれますようお願い申し上げます。

## 新しい住所の表し方

新しい住所の番号は、建物の出入口をもとにしてつけたもので、次のように表します。

例

石巻市 大街道北一丁目 2 番 3 号

町 名

街区番号

住居番号

略記する場合は、次のようになります。

石巻市 大街道北一丁目 2 - 3

「2 - 3」などと標記し、「の」の字を使わず「-」を使います。

## 本籍や地番はどうなるか

本籍と登記簿の土地、家屋の所在は、新町名に今までのとおり地番をつけて表します。例えば、今まで住所、本籍、不動産の所在が同じであった場合は、次のようになります。

例

・旧住所と旧本籍



石巻市門脇字五番谷地 1 2 3 番

・旧不動産の所在



・新 本 籍



石巻市大街道北一丁目 1 2 3 番

・新不動産の所在

## 街区表示板および住居番号表示板の取り付けについて

各街区の角には、街区表示板を設置します。また、各戸には住居番号表示板を表から見やすい場所（門柱など）につけていただき、新住所を分かりやすくします。

街区表示板の取り付けは、お宅の塀などを利用させていただくこともありますので、その際はご協力をよろしくお願いします。

## 親せき・知人の方にもお知らせください

通信用無料はがき(50枚)を同封しますので、親せきや知人の方にお知らせください。

## 新築・改築をした方は届け出を

住居表示実施後、新築や改築、取り壊し等で出入口の変更をした場合は、必ず、市役所生活環境部市民課（TEL 9 5 - 1 1 1 1）へ届け出てください。（印鑑をお持ちください。）調査の上、新しい住居番号をお知らせします。

## 住居表示変更証明書の発行

住居表示の実施による住所変更等の手続きをする場合、住居表示変更証明書を添付することになります。

この証明書は、市役所生活環境部市民課、各総合支所市民生活課および各支所の窓口で無料で発行します。

## 郵便番号も変わります

住居表示の実施により、郵便番号が下記のように変わります。

新町名	新郵便番号
中浦一丁目～二丁目	9 8 6 - 0 8 4 7
新館一丁目～三丁目	9 8 6 - 0 8 4 8
中屋敷一丁目～二丁目	9 8 6 - 0 8 4 9
大街道北一丁目～四丁目	9 8 6 - 0 8 5 4
大街道東一丁目～四丁目	9 8 6 - 0 8 5 5
大街道南一丁目～五丁目	9 8 6 - 0 8 5 6
築山一丁目～四丁目	9 8 6 - 0 8 5 7
三ツ股一丁目～四丁目	9 8 6 - 0 8 5 8
大街道西一丁目～三丁目	9 8 6 - 0 8 5 9

## その他

平成 1 9 年 9 月 1 日から郵便物や各種の届け出等に新住所を使ってください。

## お願い

住居表示は、皆様のご協力がなくてはできません。

分かりやすく、住みよい街にするために、ご理解とご協力をお願いします。

### お問い合わせは

石巻市企画部市民活動推進課  
市民活動推進グループ  
電話 9 5 - 1 1 1 1  
内線 5 3 9 ・ 5 4 6

